



国、愛知県の肥料価格高騰対策事業支援金の交付を受ける方へ

碧南市肥料価格高騰対策事業支援金

の交付（国・県の上乗せ補助）を行います

- ・国、愛知県の肥料価格高騰対策事業支援金の交付を受ける市内農業者の方を対象とした上乗せ補助を行います。
- ・申請手続きは不要です。県の肥料価格高騰対策事業支援金の振込先口座に上乗せとなる市の支援金を振り込みます。

1. 対象者

以下の条件を全て満たす方が対象になります。

- ・国又は県の肥料価格高騰対策事業支援金の申請をした日において碧南市内に住所を有している方（法人・団体の場合は、主たる事業所を有する法人・団体）
- ・国又は県の肥料価格高騰対策事業支援金の交付を受ける方（国・県両方の支援金を受ける方も含む。）で他の市町村から同種の支援金の交付を受け、又は受ける見込みがない方
- ・暴力団でないこと若しくは同条第2号に規定する暴力団員が役員ではないこと又は暴力団と密接な関係がない方

2. 市支援金の内容

肥料価格高騰相当分の額（国、県の支援金において算出する金額）に対して、その7.5%を市が支援します。今回の市支援金は、国、県の支援金申請書類において、市町村への情報提供を同意いただいていることに基づき県から情報提供を受けた国、県の支援金の対象者情報を基に事務を行いますので、原則農業者の方からの申請手続きは不要です。

※ 国は肥料価格高騰相当分の額の70%、県は当該額の15%を支援

3. その他

- ・対象の方への支援金の交付は4月中を予定しております。
- ・市支援金は、原則県の支援金の振込先口座に振り込みます。
- ・事務の都合により、振込先口座を確認させていただく場合があります。
- ・市支援金の交付を辞退される方は、通知文が届きましたら市農業水産課までご連絡ください。

【問合せ】 碧南市農業水産課 農政振興係 0566-95-9896